

大阪市規則第12号

大阪市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大阪市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成26年大阪市規則第213号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(除却等の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)</p> <p>第2条 マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第76条の25第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 申請に係るマンション（法第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。）が法第163条の56第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認められた者が証する書類</p>	<p>大阪市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(除却の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)</p> <p>第2条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 申請に係るマンション（法第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。）が法第102条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認められた者が証する書類</p>

[4～(7) 略]

2 施行規則第76条の25第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和3年国土交通省告示第1522号。以下「告示」という。）第2から第5までに規定する調査を行った者が、告示第2から第5までにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める図書

ア 法第163条の56第2項第2号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 次に掲げる図書

[ア～カ) 略]

イ 法第163条の56第2項第3号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 ア(ア)から(イ)までに掲げる図書

ウ 法第163条の56第2項第4号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 ア(ア)、(イ)及び(カ)に掲げる図書

エ 法第163条の56第2項第5号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 ア(ア)から(ウ)まで及び(カ)に掲げる図書

[3 略]

(容積率等の特例に係る許可の申請に係る添付書類)

[4～(7) 同左]

2 施行規則第49条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和3年国土交通省告示第1522号。以下「告示」という。）第2から第5までに規定する調査を行った者が、告示第2から第5までにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類

(2) [同左]

ア 法第102条第2項第2号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 次に掲げる図書

[ア～カ) 同左]

イ 法第102条第2項第3号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 ア(ア)から(イ)までに掲げる図書

ウ 法第102条第2項第4号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 ア(ア)、(イ)及び(カ)に掲げる図書

エ 法第102条第2項第5号に該当するものとして同条第1項の規定による申請を行う場合 ア(ア)から(ウ)まで及び(カ)に掲げる図書

[3 同左]

(容積率の特例に係る許可の申請に係る添付書類)

第3条 施行規則第76条の30第1項の規定による許可申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

〔1〕 略

〔2〕 施行規則第76条の28の除却等の必要性に係る認定通知書の写し又はこれに代わる書類

〔3〕 略

2 施行規則第76条の30第1項の規定による許可申請書のうち、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するマンションに係るものについては、前項各号に掲げる書類のほか、別記様式の工場・危険物調書を添えなければならない。

第3条 施行規則第52条第1項の規定による許可申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

〔1〕 同左

〔2〕 施行規則第50条の除却の必要性に係る認定通知書の写し又はこれに代わる書類

〔3〕 同左

2 施行規則第52条第1項の規定による許可申請書のうち、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するマンションに係るものについては、前項各号に掲げる書類のほか、別記様式の工場・危険物調書を添えなければならない。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。